

ソニーグループ保障共済会

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、ソニーグループ保障共済会と称する。

(目 的)

第2条 このソニーグループ保障共済会(以下「本会」という。)は、ソニーグループ株式会社および関連会社(以下「会社」という。)の従業員とその家族および会社の退職者とその家族を本会の会員とし、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の経済的地位、生活環境の向上ならびに会員相互の親睦を実現するために必要な共同事業を行うことを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、次の場所に置く。
東京都港区港南1-7-1

(事業内容)

第4条 本会は、以下の共同事業を行う。
(1) 会員のための福利厚生事業
(2) 会員のための共済事業
(3) その他、総代会において必要と認められた事業
2. 第1項の事業の具体的内容や運用については、規約または規程に定めることとする。

(公 告)

第5条 本会において公告しなければならない事項は、本会のウェブページに掲示する。

第2章 会 員

(適 格)

第6条 本会の会員としての適格を有する方は、以下の各号のいずれかに該当する方とする。
(1) ソニーグループ株式会社の役員または使用人
(2) 前号が直接間接に株式を全部または一部保有する会社の役員または使用人
(3) 前2号のいずれかであった方
(4) 前3号の配偶者並びに2親等以内の親族

(会 員)

第7条 第6条に規定する会員としての適格を有する方のうち、以下の手続きを経た方を、本会の会員とする。

- (1) 本会が行う共済制度に関する共済契約の申込み
- (2) 本会による共済契約締結の承認

(脱 退)

第8条 会員は、本会とのすべての共済契約を解約することにより、本会を脱退することができる。

2. 第1項の規定にかかわらず、会員が第6条の会員としての適格を欠いたときは、そのときをもって本会を脱退したものとみなす。

(除 名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一つに該当した場合には、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の4分の3以上の決議により、その会員を除名することができるものとする。

- (1) 本会に対する義務を怠った会員
 - (2) 本会が行う事業を妨げまたは妨げようとした会員
 - (3) 本会が行う事業の利用について不正の行為をした会員
 - (4) 犯罪その他信用を失う行為をした会員
 - (5) 本会が行う事業を利用させることが不相当と理事会が判断した会員
2. 第1項の場合において、本会は、その会員の除名を議案の目的とする総代会開催の10日前までに、当該会員に対しその旨を通知し、かつ、その会員から申し出があった場合には、総代会において発言する機会を与える。

第3章 総 代 会

(総代会の設置)

第10条 本会には、会員総会に代わるべき機関として総代会を置く。

(総代会の組織)

第11条 総代会は、会員の中から選任された総代によって組織される。

(総代の定数)

第12条 総代の定数は、9名とする。

(欠員の場合の処理)

第13条 辞任等により総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は、補欠選挙は行わない。但し、

必要があるときは、これを行うことができる。

(総代の任期)

第14条 総代の任期は、就任した期から起算して5年後の決算期に関する通常総代会の終了に至るまでとし、重任を妨げないこととする。

2. 補欠選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

(総代の選挙)

第15条 総代の選出方法は、総代選出規程において定める。

(総代会の議決事項)

第16条 総代会においては、この定款および規約もしくは規程で定めるものの他、次の事項を議決もしくは承認するものとする。

(1) 事業計画および収支予算の決定もしくは変更

(2) 事業報告および収支決算の承認

(3) 本定款の変更

(4) 理事および監事の選任

(5) 本会の解散、合併または事業の譲渡

2. 総代会が新たに制定する規約もしくは規程の内容は、本定款の定め反してはならないものとする。

(総代の旅費および報酬補償)

第17条 総代の旅費は、1旅程1万円を超えない範囲における実費とし、理事長が決裁する。

2. 第1項の範囲を超える旅費、および、総代がその職務を行うことにより平常の業務に対する報酬の額およびその支給方法については、理事会において決議する。

(招集手続等)

第18条 総代会の招集、議決方法およびその他総代会運営に関する事項については、総代会運営規程において定める。

第4章 理事会および事務局

(員数)

第19条 本会には、会員の中から以下の役員を置く。

(1) 理事 2名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 第1項の規定にかかわらず、理事の上限数の5分の1を超えない範囲で、会員でない者を選任

することができる。

(選任)

第20条 役員は、総代会における総代の単記無記名投票によって選任する。但し、総代の投票総数が選任すべき役員の人数に満たない場合には、繰返し出席総代による投票をもって選任するものとする。また、得票数が同じであるときは、役員が決まるまで、その同数の者を対象とした決選投票によって選任するものとする。

2. 第1項の規定にかかわらず、出席総代の4分の3以上の同意を得て、役員の選任を指名推薦の方法によって行うことができる。
3. 第2項の場合においては、その総代会において選任された選考委員が候補者の指名を行い、指名された候補者が就任を承諾し、かつ、総代会において過半数の承認を得ることを要する。

(任期)

第21条 役員の任期は、就任後5年以内の最終の決算期に関する通常総代会の終了に至るまでとする。但し、重任を妨げないものとする。

2. 役員の辞任等による補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 任期の満了により退任または辞任した役員は、新たな役員が就任するまで、なお役員の職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 理事および監事において、本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為のあったとき、または本会の行う事業を妨げもしくはそのおそれのある行為を行ったときは、総代会において出席総代の2分の1以上の決議によって解任することができる。

(理事会)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(決議事項等)

第24条 理事会においては、本定款および規約もしくは規程で定めるものの他、次の事項を議決もしくは承認するものとする。

- (1) 総代会の決議した事項の執行に関すること
 - (2) 総代会に付議すべき事項
 - (3) その他業務の執行に関する事項で、特に総代会の決議を要しない事項
2. 理事および監事は、総代会において、総代の求めたる事項につき説明をなすことを要する。

(役付理事)

第25条 理事会における互選により、理事のうち1名を理事長として置くものとする。

2. 理事長は、本会を代表して本会の業務を執り行い、理事長が事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちから理事長の代理または代行者1名を定めてその職務を執り行うものとする。

(監 事)

第26条 監事は、理事の職務の執行および会計を監査する。

2. 監事は、本会の会計帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、さらに理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。
3. 監事は、その職務を行うために、本会の活動内容および財産状況を調査することができる。

(報 酬)

第27条 役員に対する報酬は、総代会において定める。

(会 長)

第28条 本会は、本会会員の象徴として本会に会長を置くことができる。

2. 会長は、理事会の議決を経て理事長が任命する。

(事務局)

第29条 本会は、本会の業務を処理するために、本会に事務局を設置し、事務局に事務局長およびその他の職員を配置する。

2. 第1項の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免するものとし、職員の給与その他労働条件については、理事会の議決を経て定めるものとする。

(理事会運営規程)

第30条 理事会の招集、議決方法およびその他理事会運営に関する事項については、理事会運営規程において定める。

第5章 会 計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画)

第32条 本会の事業計画および収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得た上で、当該事業年度開始後3ヵ月以内に開催される通常総代会の議決を経ることを要する。

2. 第1項の規定にかかわらず、本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、設立総会の決するところによるものとする。

(事業報告)

第33条 本会の事業報告および収支決算は、理事長が作成した財務諸表に監事の意見を付し、理事会の承認を得た上で、当該事業年度終了後3ヵ月以内に開催される通常総代会の承認を得ることを要する。

(会計運用規程)

第34条 本会の会計運用に関する事項については、会計運用規程において定める。

第6章 雑 則

(定款の変更)

第35条 本定款は、総代会において出席総代の3分2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第36条 本会の解散および事業の廃止については、総代会において総代総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処理)

第37条 本会が行う共済事業の廃止に伴う残余財産は、共済事業廃止を決議した総代会において決する。

2. 本会の解散に伴う残余財産は、解散を決議した総代会において決する。

(定款の実施)

第38条 本定款は、2016年9月2日より施行する。

以上

改定履歴 ※詳細は別紙参照

改定日	改定箇所
2016年 9月 2日	初版発行
2022年 3月14日	第2条、第6条
2023年 1月24日	第17条1項、2項、第20条1項
2023年 3月 7日	第5条

定款 変更履歴・新旧対照表

改定日	旧	改
2022年3月14日	(目的) 第2条 このソニーグループ保障共済会(以下「本会」という。)は、 <u>ソニー株式会社</u> および	(目的) 第2条 このソニーグループ保障共済会(以下「本会」という。)は、 <u>ソニーグループ株式会社</u> および
	(適格) 第6条 本会の会員としての適格を有する方は、以下の各号のいずれかに該当する方とする。 (1) <u>ソニー株式会社</u> の役員または使用人	(適格) 第6条 本会の会員としての適格を有する方は、以下の各号のいずれかに該当する方とする。 (1) <u>ソニーグループ株式会社</u> の役員または使用人
2023年1月24日	(総代の旅費および報酬補償) 第17条 総代の旅費およびその職務を行うことにより平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における報酬の額並びにこれらの支給の方法については、総代会の議決を経て別に定める。	(総代の旅費および報酬補償) 第17条 総代の旅費は、 <u>1旅程1万円を超えない範囲における実費とし、理事長が決裁する。</u>
	2.(新設)	2. <u>第1項の範囲を超える旅費、および、総代がその職務を行うことにより平常の業務に対する報酬の額およびその支給方法について、理事会において決議する。</u>
	(選任) 第20条 役員は、総代会における総代の単記無記名投票によって選任する。但し、総代の投票総数が選任すべき役員の数に満たない場合には、繰返し出席総代による投票をもって選任するものとする。また、得票数が同じであるときは、 <u>決選投票により、さらに決しない場合には、くじによる抽選により選任する。</u>	(選任) 第20条 役員は、総代会における総代の単記無記名投票によって選任する。但し、総代の投票総数が選任すべき役員の数に満たない場合には、繰返し出席総代による投票をもって選任するものとする。また、得票数が同じであるときは、 <u>役員が決まるまで、その同数の者を対象とした決選投票によって選任するものとする。</u>

2023年3月7日	(公告) 第5条 本会において公告しなければ ならない事項は、 <u>事務局</u> に掲示 する。	(公告) 第5条 本会において公告しなければ ならない事項は、 <u>本会のウェブ ページ</u> に掲示する。
-----------	---	--